

天和三年以來古物共不殘入帳に記、裁許足輕の渡置、爲  
遂勘定候に付印封不仕候。

朱書。右年來笠松理右衛門・木市右衛門口上を以記之、此  
横山崎半左衛門御簡略御用被仰付年より如此之由、右兩  
人申候故記之。

一、於會所被召上候物品々直段等、遂吟味、賣上人銀子受  
取切手會所印押、御用人添印を以代銀相渡、買上候品々夫  
夫御奉行に、入帳に記相渡申候御事。

一、當町に他國より諸色商賣物持参仕内、直に會所被持参  
仕者は、於會所致詮議、御勝手宜物調、入に相立、夫々の  
相渡申候御事。

朱書。口上に付記之。

朱書。先年は右切手に會所より致添書候得共、天和三年  
以來、於會所直段相極申候与申文言切手に書加させ、會  
所印押申に付、添書は不仕候。

御出に被遊候御帳面には無御座候得共唯今相勘不申品  
々

一、御召料品々、入帳に記相渡申候御事。

先年は右之通に御座候得共、延寶四年以來入立不申候。  
朱書。右年來江戸會所被御用所より書出、當地會所に有  
之に付、其紙面を以記之。

一、御細工方品々、相渡候刻、入帳に記、相渡申候御事。  
朱書。右年來大河原八郎左衛門・關屋市右衛門より紙面  
を以記之。

一、女中并御細工之者、掃除坊主扶持御給銀、遂吟味受取可  
申事。

先年は右之通に御座候得共、寛文四年以來會所に支配不  
仕候。

朱書。右年來割場掃除坊主支配被仰付候年號に而記之。  
勿論割場より紙面有之。

右於會所相勘申候品如此御座候。以上。

元祿七年十月十五日

平野 岡右衛門

小野 十郎右衛門

津田 三郎左衛門

津田 彌市右衛門

在江戸 福嶋 權兵衛

同 中村 兵左衛門

### 四 會所御用勤方追加覺

一、熟瓜之種御用之時分、郡御奉行より申來候刻、美濃に  
申遣取寄相渡申候事。

一、薪取入用之繩、わら等請取物、且又薪藏奉行詰所、破損  
御作事に申遣候儀、私共承届申候御事。

一、高岡瑞龍寺御茶湯之茶壺、宇治より到來仕候得ば、寺  
社御奉行添紙面を以、會所より御飛脚申渡、高岡迄指遣申  
候御事。

一、爲御用生駒右近・葛巻新藏に相渡申品々、夫々御奉行  
に、會所受取切手遣申候御事。

一、御弓矢・御鐵炮并玉藥御奉行御算用、年寄中申渡、私共  
之内一人罷出承届申候御事。

一、會所に有之御土藏戸前には、與力晝夜勤番仕候外、構  
後之方に、會所相詰候小遣小者一人、夜中迄指遣申候御事。  
一、長谷川三左衛門知行代、御算用場より會所御土藏に預

け置候御事。

元祿五年に御算用場請差圖、大銀御土藏に上申候。

一、御能之刻、若年寄或御用人申渡、私共之内一人御樂屋  
に罷出申候御事。

元祿三年より私共之内罷出不申候。

一、御禮錢奏者番より會所御土藏に預け置、御用次第取出  
申候御事。

元祿六年より預け不申候。

一、急切之御使、江戸其外方々に被遣刻、人々斷次第宿々  
に而人馬無滞候様、問屋共方に私共方より紙面遣申候御事。  
近年私共より紙面遣不申候。

一、武器御土藏奉行遠御算用申刻、年寄中申渡、私共之内  
一人罷出承届申候御事。

元祿三年より私共之内罷出不申候。

一、下御臺所少分之破損等、御作事に申遣、指紙面會所印  
押、遣之申候御事。

元祿八年より會所印押不申候。

子十一月七日

中 村